

添付資料 18 新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業における ネーミングライツについて

本施設が我が国のラグビーの聖地として親しまれるとともに、文化イベントやコンベンション等の多様な用途での活用が促進されるよう、事業者は、本施設のネーミングライツについて、以下を踏まえ、JSC と協議の上、設定等を行うこと。

1. 本事業におけるネーミングライツの趣旨

秩父宮ラグビー場は、昭和 22（1947）年に建設された「東京ラグビー場」が、昭和 28（1953）年に逝去された秩父宮雍仁親王殿下の本ラグビー場の建設をはじめとする我が国のラグビーの発展へのご遺徳を偲び、同年「秩父宮ラグビー場」に改称され、その後、長く我が国のラグビーの聖地として親しまれてきました。

JSC では、「新秩父宮ラグビー場（仮称）基本計画」において、「我が国のラグビーを象徴するスタジアム」とのコンセプトを掲げ、本事業を通じてその実現を図ることとしており、事業者には、業務要求水準書に記載のとおり、本施設が「ジャパンラグビーの聖地」として広く社会に認知されるよう、広報等の効果的な取組を行うことが求められています。

他方、本施設は、文化イベントやコンベンション等の多様な用途でも活用されることが期待されており、その活用促進を図る観点から、事業者が JSC と協議の上、本施設の副名称又は本施設の一部の愛称についてネーミングライツの設定を認めることとしたものです。

2. 本事業におけるネーミングライツの概要

本事業におけるネーミングライツとは、本施設の副名称又は本施設の一部の愛称を付与し、使用できることとする代わりに、施設命名権者（本施設の副名称又は本施設の一部の愛称を付与する法人等）からその対価を得るものです。本事業では、事業方式を公共施設等運営権方式（コンセッション方式）としていることにかんがみ、事業者による本施設の安定的運営と魅力向上を図る観点から、ネーミングライツに係る対価を事業者が収受するものとします。

なお、ネーミングライツは本施設の正式名称とは別に本施設の副名称又は本施設の一部の愛称の付与を行うものであり、JSC が定める本施設の正式名称を変更するものではありません。

3. ネーミングライツの設定

事業者は、本施設の副名称若しくは本施設の一部の愛称、又はその両者についてネーミングライツを設定することができるものとします。ただし、本施設の副名称については、本施設の正式名称と併用することを前提とします。

4. 施設命名権者の要件

施設命名権者の選定は本事業の一部として事業者が実施することとします。ただし、公共施設等におけるネーミングライツにおいて施設命名権者としなない取扱いがなされていることが一般的である以下のいずれかに該当する法人等については、本事業における施設命名権者としても選定することはできないものとします。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）に該当するもの又はこれに類似するもの
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 消費者金融及び高利貸しに係るもの
- (6) 投資業又は商品先物取引業に係るもの
- (7) たばこに係るもの
- (8) 法令等に定めない医療に類似する行為に係るもの
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされているもの
- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) 社会問題を起こしているもの
- (12) その他 JSC が適当でないと認めるもの

5. 副名称及び愛称の要件

ネーミングライツにより付与する本施設の副名称及び本施設の一部の愛称は、本施設に相応しく、親しみやすいなど、国民や利用者等の理解が得られるものとします。また、公共施設等におけるネーミングライツにおいて愛称等としなない取扱いがなされていることが一般的である以下のいずれかに該当するものは副名称又は愛称として付与することができないものとします。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) その他愛称として適当でないと JSC が認めるもの

また、上記以外にも、ラグビーワールドカップその他の大会等で本施設が利用される場合は、副名称及び愛称の使用が制限される場合があります。

なお、本施設の副名称については、本施設の正式名称と併用するものであることから、「秩父宮ラグビー場」の名称に変更を加えるものではないものとします*。

*「秩父宮ラグビー場」の名称に変更を加えるものとは、「秩父宮ラグビー場」の語に他の語を加えること（「●●秩父宮ラグビー場」、「秩父宮●●ラグビー場」、「秩父宮ラ

グビー場●●)、「●●秩父宮●●ラグビー場●●」等)や、「秩父宮」の語に他の語を加えること(「●●秩父宮」、「秩父宮●●」)、「秩父宮ラグビー場」を倒置すること(「ラグビー場秩父宮」)のほか、「秩父宮ラグビー場」又は「秩父宮」の語を平仮名、カタカナ、ローマ字等を用いて表記し、これらに他の語を加えることを指します。

6. 正式名称のみの使用

本施設の副名称が付与された後も、事業者及び施設命名権者は、ラグビーの試合、大会又は行事等において本施設の正式名称のみを使用することを妨げてはならないものとします。

また、事業者は、本施設の副名称を付与した場合には、利用者の利便性が損なわれることがないよう広報・情報発信、総合案内その他の業務の遂行に努めるものとします。

7. ネーミングライツの期間

本施設の副名称に係るネーミングライツの期間については、副名称の認知度の定着や利用者の利便性を考慮し、原則として10年以上とし、事業者はより長期の期間の設定に努めるものとします。本施設の一部の愛称に係るネーミングライツの期間については、特に条件は設けないものとします。

また、利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツの期間内において、副名称及び愛称の変更はしないものとします。ただし、やむを得ない理由により副名称又は愛称を変更する必要がある場合には、事業者とJSCとで協議の上、その可否を決定するものとします。

なお、JSCと事業者との間で締結する特定事業契約が解除その他の理由で終了した場合には、ネーミングライツも特定事業契約の終了と同時に無条件で終了するものとします。かかる終了にあたり、JSCは何らの責任を負担しないものとします。

8. ネーミングライツに係る対価の金額

ネーミングライツに係る対価の金額については、特に条件は設けないものとします。

9. ネーミングライツの取消し等

事業者は、施設命名権者の選定後に施設命名権者が「4. 施設命名権者の要件」の各号に該当する、又は該当することが明らかになった場合には、当該施設命名権者とのネーミングライツを取り消し、又は解除するものとします。

また、施設命名権者の社会的信用を損なう行為等により本施設のイメージが損なわれた、又は損なわれるおそれがある場合等、JSC又は事業者が当該施設命名権者が本施設の施設命名権者であることが適当でないと認める場合には、JSCと事業者とで協議するものとし、JSCが要請した場合には、事業者は当該施設命名権者とのネーミングライツを取り消し、又は解除するものとします。

なお、ネーミングライツの取り消し、又は、解除に伴う原状回復に必要な費用は、事業者と施設命名権者とが別途合意した場合を除き、施設命名権者の負担とします。